

平成15年4月4日(金)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外

～ 第4回合併協議会の概要～

「2町合併が最善との思いは不変」

第4回協議会開会挨拶で坂本会長

去る4月3日(木)、西伯町法勝寺の西伯町役場大会議室で、第4回合併協議会が開催されました。開会に先立ち坂本会長は挨拶の中で、会見町の住民の方から提出された米子市との合併協議会設置請求手続きに触れ、「米子市では可決、会見町では否決という結果となったが、西伯・会見2町の合併が一番よいという思いに変わりはない。」と、引き続き西伯町・会見町の合併協議を強力に推進する決意を表明されました。

大字名は現在の名称を継続し、「大字」の表記はしない

引き続いて協議に入り、「字名の取扱い」、「新町建設計画(まちづくり計画)の作成時期」及び継続審査事項となっていた「施策に関する調製方針」について議論されました。

最初に、両町に共通する大字名がないことから、新町での字名は旧町の例によることが決められました。さらに、町が行う公式な表記では、現在会見町が行っている、「会見町天萬558番地」というように、「大字」を使わない表記法とすることが決まりました。

なお、合併後に「大字」の表記を使わなくなっても、町民に新たな負担が生じたり、役場内の業務に支障が起きることはありません。

まちづくり計画は年内に作成

続いて、新町建設計画の作成について協議され、県への合併申請手続きに必要な期間等を考慮して、平成15年中に作成すること及びまちづくり委員の意見を聴いて作成することが決定されました。

また、継続審査事項となっていた施策の調整方針の内、「(5)独自性の尊重」については、「各町の歴史・文化に基づいた町内外に誇れる制度などは可能な限り存続する。」とすることに決定されました。

まちづくり100人委員決定

3月31日を期限に募集していたまちづくり委員は、両町からそれぞれ50名ずつの応募をいただきました。

募集前には、年齢層、性別ごとに人数の枠を設けることとされており、その調整をするかどうか改めて伺ったところ、応募者のみなさんの熱意を酌み取り、枠の調整は行わず応募者全員をまちづくり委員に委嘱することで全委員の意見が一致しました。

今後は、裏面の日程でまちづくり計画に関する意見を伺っていく予定ですので、委員のみなさんには大変ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

第4回 西伯町・会見町合併協議会 決定事項一覧

区 分	決 定 内 容	摘 要
字の名称	1 新町での字の名称は、各町の合併時の字の名称とする。 2 新町での公式な地名の表記は、「大字」をつけない方法とする。(例：会見町天萬558番地)	
新町建設計画	1 平成15年度中に作成することとする。 2 まちづくり委員会の意見を聴いて決定することとする。	
両町の各種施策に関する調整方針(継続審議事項)	(5) 独自性の尊重 各町の歴史・文化に基づいた町内外に誇れる制度などは可能な限り存続する	原案は、下線部分が「敬意を払うに値する」であった。

まちづくり委員会開催計画

- 第1回・・・日時：5月18日(日)13:30～16:00
 場所：西伯町大字法勝寺 プラザ西伯
 内容：オリエンテーション
 まちづくりビジョン勉強会(講師：坂本合併協議会会長)
- まちづくり計画原案提示・・・5月下旬
- 第2回・・・日時：6月12日(木)又は15日(日)13:30～16:00
 (いずれか都合のよい日に参加していただきます)
 内容：両町ぐるっと一周見学会(プラザ西伯発着)
 見学に関する意見交換(会場：プラザ西伯)
- 第3回・・・日時：7月第2週の平日夜間(開会予定：7時半～8時)
 内容：まちづくり計画原案に対する意見交換
- 第4回・・・日時：8月第3週の平日夜間(開会予定：7時半～8時)
 内容：まちづくり計画原案に対する意見交換、県担当者との意見交換
- 第5回・・・日時：9月第3週の平日夜間(開会予定：7時半～8時)
 内容：まちづくり計画原案に対する意見の取りまとめ
- 注：第3～5回の会場は現在未定です。決まり次第お知らせします。

発行 西伯町・会見町合併協議会(TEL 48-3375 FAX 48-3376)
 編集 西伯町・会見町合併協議会事務局(合併推進室)
 ホームページ <http://www.saihaku.net/gappei/>
 E-mail otayori@sanmedia.or.jp

新町の名前の募集開始!

合併協議会では、合併により新しく発足する新町の名前を募集しています。
 地域の特徴を表し、歴史や文化にちなんだもの、住民の理想や願いにちなんだもの、新町の将来をイメージさせるもの、全国にアピールできる名前など、自由な発想でつけてください。
 詳しいことは、合併協議会だより第2号と一緒に全戸にお配りした募集要項をご覧ください。
 (募集要項は、両町の役場にも置いてあります。)